

資料の訂正について

別紙につきまして、以下のとおり訂正いたします。

- 別紙 1-1 の p 34 から p 37 までの右欄につき、以下のとおり訂正いたします。

| 訂正前 | 訂正後 |
|--|--|
| <p>7 通所リハビリテーション費</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 大規模型通所リハビリテーション</p> <hr/> <p>費(Ⅰ)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の 場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 要介護 3 939単位</p> <p>(四)・(五) (略)</p> <hr/> <p>ハ 大規模型通所リハビリテーション</p> <p>費(Ⅱ)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の 場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 要介護 3 914単位</p> <p>(四)・(五) (略)</p> | <p>7 通所リハビリテーション費</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 大規模型通所リハビリテーション</p> <hr/> <p>費(Ⅰ)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の 場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 要介護 3 978単位</p> <p>(四)・(五) (略)</p> <hr/> <p>ハ 大規模型通所リハビリテーション</p> <p>費(Ⅱ)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の 場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 要介護 3 952単位</p> <p>(四)・(五) (略)</p> |

○ 別紙4のp2について、以下のとおり訂正いたします。

【訂正前】

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p>4 重度療養管理（1日につき）120単位 <u>注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。</u></p> | |

【訂正後】

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>4 重度療養管理（1日につき）120単位 <u>注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。</u></p> | <p>4 重度療養管理（1日につき）120単位 注 指定短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護を受けている利用者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。</p> <p style="text-align: right;">※以下一号ずつ号ずれのこと</p> |

○ 別紙4のp7について、以下のとおり訂正いたします。

【訂正前】

| 現行 | 改正案 |
|---|-----|
| <p>6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。</p> | |

【訂正後】

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。</p> | <p>5 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。</p> |